



栃木県公報

平成28年
3月31日(木)
号外
第20号

目次

規 則

○栃木県行政組織規程の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第十一号

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則

栃木県行政組織規程（昭和二十九年栃木県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表一総合政策部の部総合政策課の項中「政策企画担当」を「政策企画・地方創生担当」に改め、同部地域振興課の項中「地域振興担当」を「地域振興・移住促進担当」に改め、同部に次のように加える。

国 体 準 備 室	総務企画担当、施設調整担当、競技式典担当
-----------	----------------------

第九条第一項の表五保健福祉部の部保健福祉課の項中「地域保健福祉担当」を「地域保健担当、地域福祉担当」に、「検査指導班」を「検査指導担当」に改め、同表六産業労働観光部の部経営支援課の項中「小規模企業支援担当、」を削り、同部観光交流課の項中「観光振興担当」を「国内誘客担当、海外誘客担当」に改め、同表七農政部の部経済流通課の項中「マーケティング対策班」を「農産物ブランド推進班」に改め、同条第二項の表総合政策課の項中「秘書室」を「とちぎブランド戦略室、秘書室」に改め、同表産業政策課の項の次に次のように加える。

工 業 振 興 課	ものづくり企業支援室
経 営 支 援 課	中小・小規模企業支援室

第十一条第一項の表総合政策部の部総合政策課の項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 とちぎブランドの推進に係る企画及び総合調整に関すること。

第十一条第一項の表総合政策部の部地域振興課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同部に次のように加える。

国体準備室

一 第七十七回国民体育大会の開催に関すること。

第十一条第一項の表経営管理部の部文書学事課の項に次の一号を加える。

二十三 行政不服審査制度の総括に関すること。

第十一条第一項の表環境森林部の部地球温暖化対策課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同部自然環境課の項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設に関すること。

第十一条第一項の表環境森林部の部廃棄物対策課の項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 循環型社会の総合的な推進に関すること。

第十一条第一項の表保健福祉部の部保健福祉課の項中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とし、同項に次の一号を加える。

二十八 地方独立行政法人栃木県立がんセンターに関すること。

第十一条第一項の表保健福祉部の部障害福祉課の項中第二十三号を第二十四号とし、第四号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 栃木県障害者差別解消推進条例の施行に関すること。

第十一条第一項の表保健福祉部の部こども政策課の項中十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、同部業務課の項中第十六号を第十七号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例の施行に関すること。

第十一条第一項の表産業労働観光部の部経営支援課の項中第二十号を第二十一号とし、第九号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号中「こと(一)の下に「創業及び新規中小企業の事業活動の促進並びに中小企業の」を加え、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 中小・小規模企業施策の総合調整に関すること。

第十一条第一項の表産業労働観光部の部労働政策課の項中第二十五号を第二十六号とし、第八号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行に関すること。

第十一条第一項の表農政部の部農政課の項第七号中「農業会議」を「農業委員会ネットワーク機構」に改め、同項中第十七号を第二十号とし、第十四号から第十六号までを三号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の三号を加える。

十四 農産物の安全・安心対策に関する総合調整に関すること。

十五 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達等に関すること。

十六 用途限定米穀及び食用不適米穀の適正な管理に関すること。

第十一条第一項の表農政部の部経済流通課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 農産物の輸出促進に関すること。

第十一条第一項の表農政部の部経済流通課の項第十五号及び第十六号を削り、同部生産振興課の項中第十七号を第十八号とし、第五号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 農産物検査法の施行に関すること。

第十一条第一項の表県土整備部の部交通政策課の項第十号中「及び自動車道事業」を「自動車道事業及び自家用有償旅客運送」に改め、同部建築課の項中第二十六号を第二十七号とし、第十四号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関すること。

第十八条の四第一項中「及び第十八条の二」を削る。

第二十条第二項の表総務福祉部の部福祉指導課の項第一号中「一時預かり事業所、家庭的保育事業所等」を「一時預かり事業所等」に改める。

第二十五条第二項の表企画振興部の部企画振興課の項中第二十号を第二十一号とし、第十号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 農産物検査の適正化に関すること。

第三十四条の表保健福祉部の部保健福祉課の項を次のように改める。

保 健 福 祉 課	栃木県保健環境センター
	栃木県立岡本台病院

第四十条の三第三項及び同条第四項の表管理部の部教育公報課の項中「教育公報課」を「教育広報課」に改める。

第四十七条から第四十九条までを次のように改める。

第四十七条から第四十九条まで 削除

第五十五条第二項の表栃木県南食肉衛生検査所の項を削り、同表栃木県北食肉衛生検査所の項中「日光市」を「足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市」に改め、「那須烏山市」の下に「下野市、河内郡上三川町、芳賀郡、下都賀郡」を加える。

第七十八条第一項中「畜産」の下に「及び酪農」を加え、同条第三項中「企画情報室、家畜生産技術部及び環境飼料部」を「及び企画情報課」に改め、同条第四項中「各部課室」を「各課」に改め、同項の表総務課の項第七号中「他部室」を「企画情報課」に改め、同表企画情報室の項中「企画情報室」を「企画情報課」に改め、同項第三号中「他部課」を「総務課」に改め、同項に次の十二号を加える。

- 四 牛及び豚の改良に関する試験研究及び調査に関する事。
- 五 牛及び豚の繁殖技術に関する試験研究及び調査に関する事。
- 六 牛及び豚の飼養管理技術に関する試験研究及び調査に関する事。
- 七 牛及び豚の生理栄養に関する試験研究及び調査に関する事。
- 八 牛の受精卵及び豚の精液の配布に関する事。
- 九 牛乳並びに肉用牛及び豚の生産物の品質等に関する試験研究及び調査に関する事。
- 十 乳牛の牛群検定に関する事。
- 十一 草地及び飼料作物の試験研究及び調査に関する事。
- 十二 飼料生産機械の試験研究及び調査に関する事。
- 十三 飼料作物の栽培、貯蔵及び利用に関する事。
- 十四 家畜ふん尿の処理及び利用に関する試験研究及び調査に関する事。
- 十五 家畜飼養に関する環境衛生の試験研究及び調査に関する事。

第七十八条第四項の表家畜生産技術部の項及び環境飼料部の項並びに同条第五項及び第六項を削る。

第九十一条の二の見出し中「分場長」を削り、同条第一項中「分場に分場長」を削り、同条第二項中「分場長」及び「分場」を削る。

第九十一条の三の見出し中「病院長」を削り、同条第一項中「病院に病院長」を削り、同条第二項中「病院長及び」及び「病院又は」を削る。

第九十一条の五の見出し中「副病院長」を削り、同条第一項中「病院に副病院長」を削り、同条第二項中「副病院長」、「病院長」及び「病院」を削る。

第九十一条の八の見出し及び同条第一項中「研究統括監」の下に「研究企画監」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 研究企画監は、上司の命を受け、複数の分野に係る構造的な研究課題等を企画するとともに、その分担事務を処理する。

第九十一条の十を次のように改める。

第九十一条の十 削除

第九十二条の三中「第九十一条から第九十一条の十まで」を「第九十一条から第九十一条の九まで」に改める。

第九十二条の表経営管理部の部文書学事課の項中

栃木県情報公開審査会
栃木県個人情報保護審議会

を

「 栃木県行政不服審査会 」

に改め、同表保健福祉部の部健康増進課の項中

「 栃木県指定難病審査会 」

を

栃木県指定難病審査会
栃木県がん登録等審議会

に改め、同部業務課の項中

栃木県地方薬事審議会

を

栃木県地方薬事審議会

栃木県薬物指定審査会

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(人事課)